

「SoftBank ブロードバンドサービス」基本規約 新旧対照表

改定前 (2015年2月4日付)	改定後 (2016年12月7日改定/2017年1月16日実施)
<p>第16条(サービスの利用)</p> <p>1. 会員の利用契約に係る通信回線、接続機器、会員に割り振られたIPアドレス等を用いて本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>2. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負い、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。</p> <p>3. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。</p> <p>4. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。</p>	<p>第16条(サービスの利用)</p> <p>1. 会員の利用契約に係る通信回線、接続機器、会員に割り振られたIPアドレス等を用いて本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>2. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負い、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。</p> <p>3. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。</p> <p>4. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。</p> <p>5. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピューターウィルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。</p> <p>(2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。</p> <p>6. 会員は第5項(1)および(2)に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p>

公衆無線LAN個別規定 新旧対照表

改定前 (2014年7月1日付)	改定後 (2016年12月7日改定/2017年1月16日実施)
第9条(利用の制限)	第9条(利用の制限)

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても公衆無線 LAN の提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 当社は、公衆無線 LAN 会員が WEB サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 WEB サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
4. 当社は、別に定める無線基地局設備に係る提供区域において会員が通信を行う場合に、当社が別に定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
5. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても公衆無線 LAN の提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 当社は、公衆無線 LAN 会員が WEB サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 WEB サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
 - 3-2. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により公衆無線 LAN 会員が利用している端末がコンピューターウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の公衆無線 LAN 会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
 - (1) 公衆無線 LAN 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
 - (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
 - 3-3. 公衆無線 LAN 会員は 3-2. (1) および (2) に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。
4. 当社は、別に定める無線基地局設備に係る提供区域において公衆無線 LAN 会員が通信を行う場合に、当社が別に定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
5. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。